

令和2年3月5日

各 位

指定管理者

社会福祉法人 宮崎市社会福祉事業団

新型コロナウイルス感染症に係る宮崎市児童館・児童センター等の休館について(お知らせ)

令和2年3月4日、宮崎市内で新型コロナウイルスの感染が確認されたことを受け、宮崎市は、市内に設置している児童館・児童センターの休館を決定いたしました。

よって、当該施設のうち、当事業団が指定管理者として運営しております14館を、宮崎市の方針に基づき令和2年3月6日(金)から令和2年3月31日の間、**臨時休館**とさせていただきますので、皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、当事業団が委託運営しております、宮崎市巡回児童館並びに宮崎市ハロー・キッズルームも同様に**臨時休館**となりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。